

企画提案書（専門的知識について）

港区では、屋内の喫煙は健康増進法等により、屋外での喫煙は港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例（以下「条例」という。）により禁止しています。このことを踏まえ、健康増進法が対象としないものの条例による規制を受ける行為についてどのように啓発し、行為の中止に繋げるか、貴社の考えを述べてください。

また、区民への対応は、区職員と同レベルの接遇が求められます。貴社として接遇教育についても述べてください。

みなとタバコルールの啓発強化

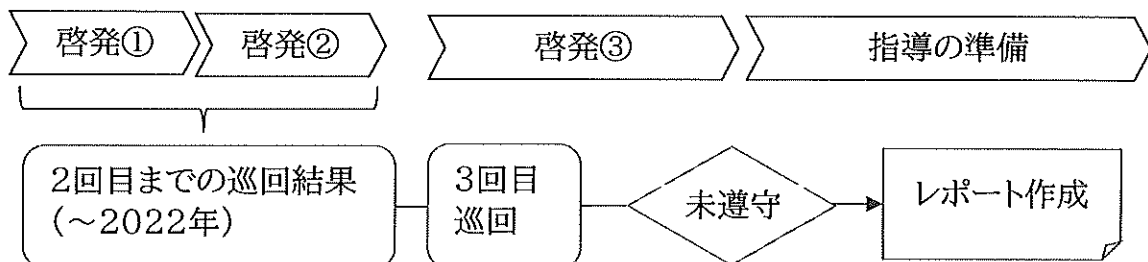
■1 協働推進課様との連携

条文		従事	協働推進課様への連携アクション
第1項	公共の場所においてたばこの吸い殻をみだりに捨ててはならない	窓口	通報苦情内容を連絡
		巡回	通報者として情報を連携（*1）
第2項	公共の場所（指定喫煙場所を除く）において喫煙をしてはならない	窓口	通報苦情内容を連絡
		巡回	通報者として情報を連携（*1）
第3項	公共の場所以外の場所において喫煙する場合に区民等にたばこの煙を吸わせることが無いよう配慮しなければならない	窓口	通報苦情内容を連絡
		巡回	訪問確認を行い必要に応じて連携
第4項	事業者は区民などがたばこの煙を吸わされることがないように有する敷地内において灰皿の撤去、移設、喫煙場所の確保など整備を行わなければならない	窓口	通報苦情内容を連絡
		巡回	訪問確認を行い必要に応じて連携
第5項	事業者等は従業員、その他事業活動に関わる者に、第1項から第3項までの規定を遵守させるよう努めなければならない	窓口	通報苦情内容を連絡
		巡回	—

(*1)巡回者が巡回中に発見した際には位置情報を報告します

■2 改善までが長期化する店舗への行政「指導」支援

※(案)3回啓発にも関わらず法令未達の場合はレポートを作成提出する



※ 文字の書体は「BIZ UD 明朝 Medium」を使用し、サイズは12ポイントとしてください。

※ 提案書は設問1つにつき2枚（片面印刷）までとし、印刷サイズはA4としてください。

企画提案書（専門的知識について）

接遇教育および適正人材の育成について

マニュアルの整備

個々人の能力に依るのではなく、マニュアルを根幹とし一定の接遇品質を保ってまいります。準備期間を設定し統括責任者を中心に貴区ご担当者様と連携しながらマニュアルの整備を行います。

マニュアルに基づいた研修

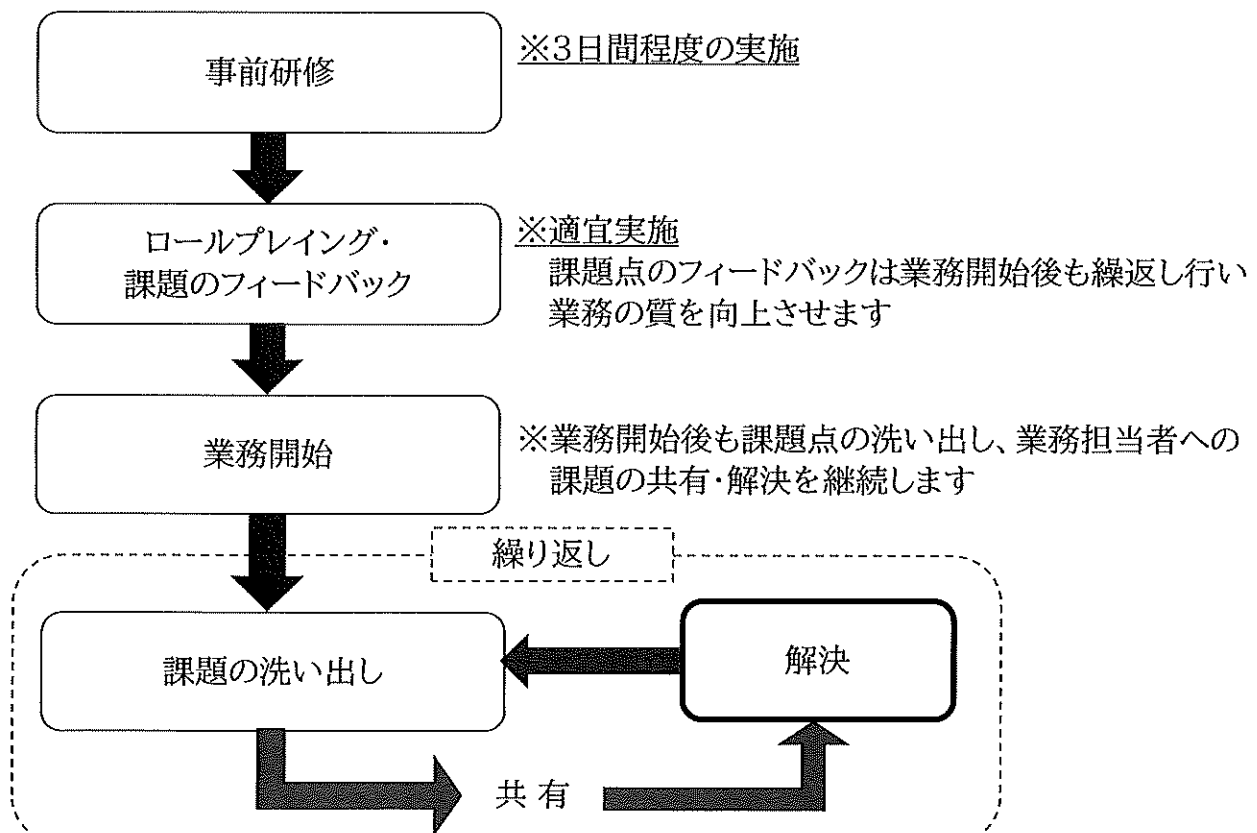
業務開始前にマニュアルに基づき研修を行います。適宜、統括責任者による業務担当者へのロールプレイングを行い、知識・スキル定着を図ります。法改正や制度変更が発生した場合には速やかに再研修を実施いたします。

●一方通行にならない双方向の教育体制

統括責任者による研修を行います。画一的・講義的ではなくコミュニケーションを重視し、理解度を確認し不十分の場合は理解するまで実施いたします。

●OJTによる実地研修

インプットした知識・情報はアウトプットして初めて経験値になるものと考えます。統括責任者監修のもとOJTを行い、フィードバックを繰り返すことで、全体のスキル向上に努めてまいります。



企画提案書（課題認識について）

区では、令和2年度から4年度にかけて区内全飲食店を巡回し、健康増進法等の啓発及び標識の内容確認を実施しております。繰り返し啓発しても改善されない者に対し実効性ある働きかけにより改善に繋げることが課題ですが、働きかけの内容として、貴社として実施するもの、区担当者に対する支援として実施するものを、健康増進法上の手続きに触れてそれぞれ述べてください。

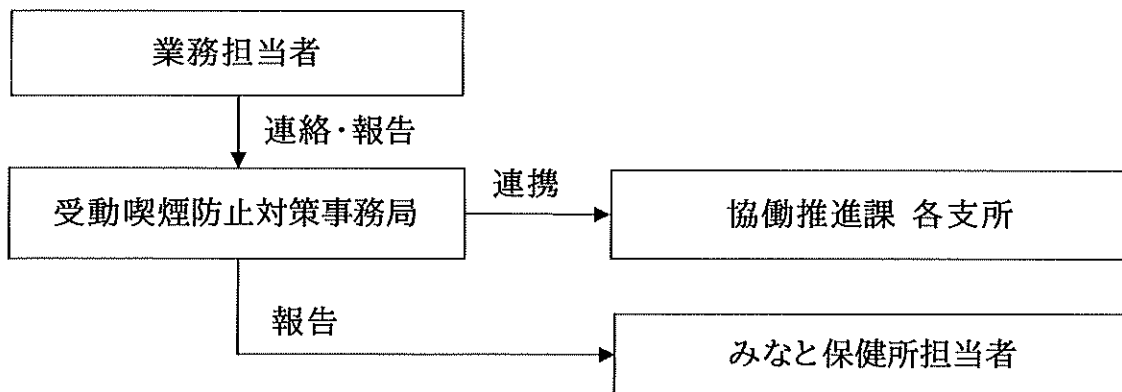
また、関係者間の連携についても述べてください。

区担当者様に対する支援として実施するもの

◎巡回担当者が巡回中に「みなとタバコルール」に反した店舗や配慮に欠ける公共の場などを発見した際にはその店舗情報や位置情報を連携します。

（留意事項）

- ・店舗前に設置されている灰皿
- ・公道における喫煙者多発箇所
- ・公道における吸い殻散見箇所

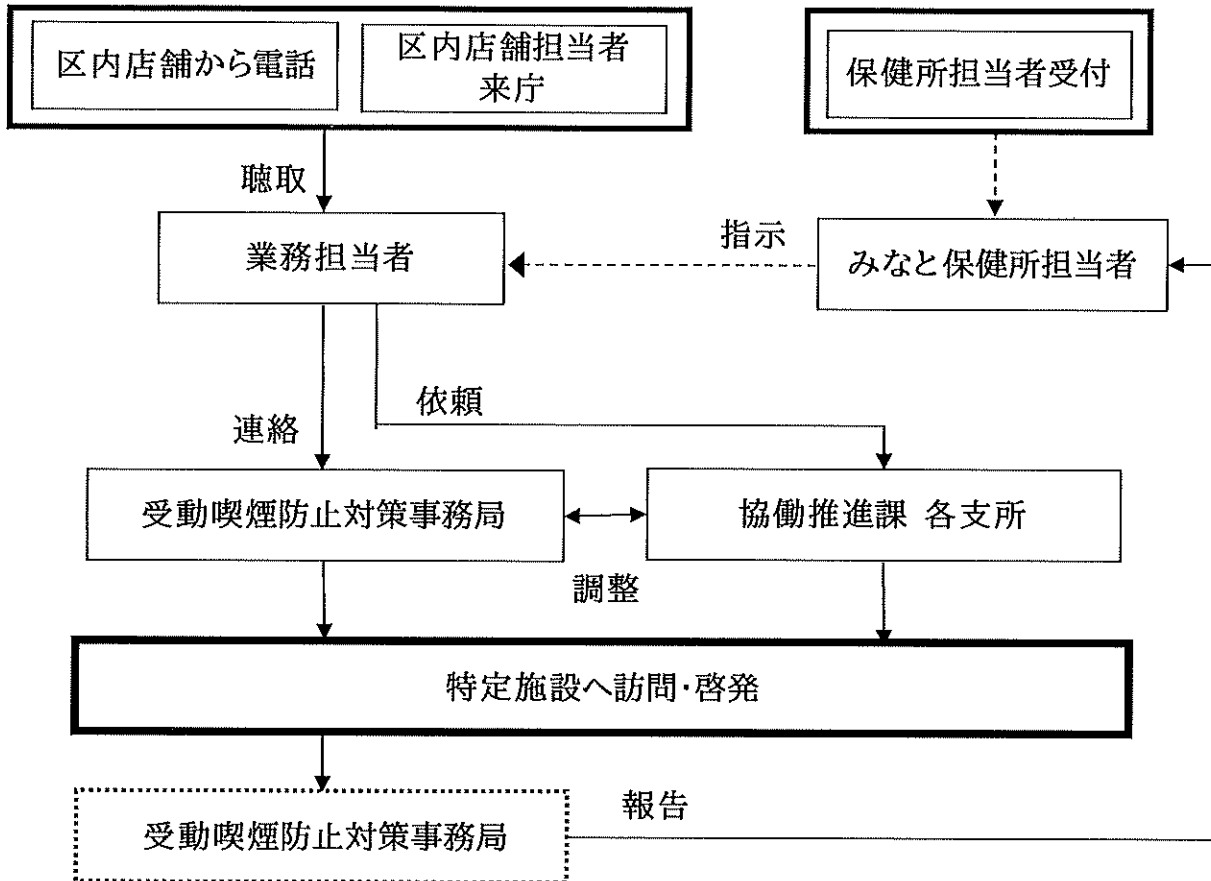


※ 文字の書体は「BIZ UD 明朝 Medium」を使用し、サイズは12ポイントとしてください。

※ 提案書は設問1つにつき2枚（片面印刷）までとし、印刷サイズはA4としてください。

当社として実施するもの

◎窓口において「みなとタバコルール」に反する情報を得た場合、協働推進課様へ直接連携させていただくことで保健所担当者様の作業軽減に努めます。
 なお報告は事後報告書として提出いたします。



【具体例_1】

通報内容：路上喫煙が酷い

依頼：業務担当者から協働推進課様該当支所へ直接依頼

報告：受動喫煙防止対策事務局からみなと保健所担当者様へ事後報告書を提出

【具体例_2】

通報内容：店頭に灰皿を設置してたばこ臭が酷い

調整：受動喫煙防止対策事務局と協働推進課様と段取り調整

訪問啓発：受動喫煙防止対策事務局と協働推進課様と共同で現地訪問、啓発

報告：受動喫煙防止対策事務局からみなと保健所担当者様へ事後報告書を提出

企画提案書（継続対応について）

健康増進法上の違反等に対する指導を繰り返しても改善されない事業者等については、長期的な対応が必要です。経年における区担当者の人事異動や事業者の人員体制の変更等により指導の一貫性が損なわれることがないよう工夫が必要ですが、貴社としての提案を述べてください。また、5年間の長期継続契約で受注することによる技術やノウハウの向上を前提に、年度ごとにどのように取り組むか提案してください。

当社では受託した年度の結果に基づき次年度に向けた糧として運用しており、次世代に引き継ぐ業務受託を基本スタンスとしています。そのため年度毎、自治体毎、年度毎に対応ベクトルを合わせ、日々の業務遂行、月次報告、年度末総括報告など常時区担当者と同様の連携を合わせた情報共有を行っております。2018年より多数の市区を受託して参りましたが、その経験を生かし、類似した対応例を活用して中長期展開の策定を推進して参ります。

2023年度	対象	
既存巡回済飲食店	啓発未達店	前年までの配布店・休業店など
新規飲食店	全店	

2024年度	対象	
既存巡回済飲食店	啓発未達店	前年までの配布店・休業店など
新規飲食店	全店	
重点課題に対する取組み	select	(*1)

2025年度	対象	◆巡回対象:2020~2024新
既存巡回済飲食店	啓発未達店	前年までの配布店・休業店など
新規飲食店	全店	
重点課題に対する取組み	select	(*1)

2026年度	対象	◆巡回対象:2020~2025新
既存巡回済飲食店	啓発未達店	前年までの配布店・休業店など
新規飲食店	全店	
重点課題に対する取組み	select	(*1)

2027年度	対象	◆巡回対象:2020~2026新
既存巡回済飲食店	啓発未達店	前年までの配布店・休業店など
新規飲食店	全店	
重点課題に対する取組み	select	(*1)

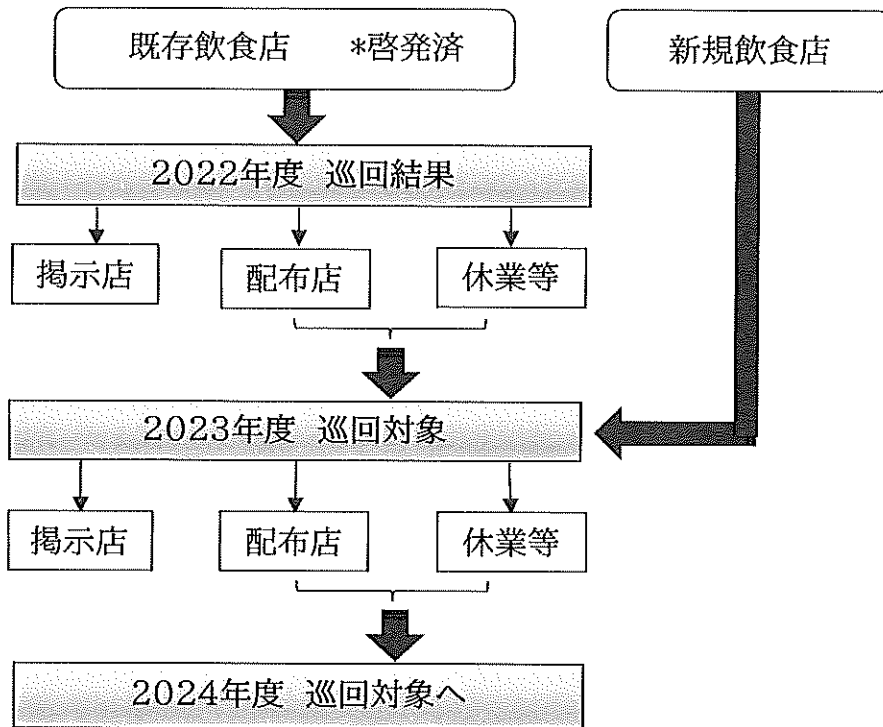
(*1) 状況に応じて重点課題を立案し相談させていただきます

<例> ○○エリアを再々啓発する 喫煙目的店だけ再啓発する など

※ 文字の書体は「BIZ UD 明朝 Medium」を使用し、サイズは12ポイントとしてください。

※ 提案書は設問1つにつき2枚（片面印刷）までとし、印刷サイズはA4としてください。

【2023年度 スキーム】



【2024年度～2027年度 スキーム】

